

居宅介護支援事業所 晴海苑 料金表

【2024年4月1日現在】

1 サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額一旦お支払いください。

お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村へ提出しますと、所定額の払い戻しを受けることができます。

①基本料金

居宅介護支援費	要介護1 要介護2	¥12,380－
	要介護3 要介護4 要介護5	¥16,085－
○当事業所は介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数は45件未満です。		

②加算・減算

下記の加算・減算については、各基準に適合した場合に算定します。

加算	料金	加算の基準・要件
初回加算	¥3,420－/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	¥2,850－/月	介護支援専門員が入院日当日に医療機関へ情報提供を行った場合
入院時情報連携加算Ⅱ	¥2,280－/月	介護支援専門員が入院日を含む3日以内に医療機関へ情報提供を行った場合
退院・退所加算	¥5,130－ (連携1回・カンファレンス参加無し)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスなどを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関などの職員と面談を行い、必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ※連携3回を算定できるのはそのうち1回以上は入院中の担当医等との会議(退院カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。
	¥6,840－ (連携2回・カンファレンス参加無し)	
	¥6,840－ (連携1回・カンファレンス参加有り)	
	¥8,550－ (連携2回・カンファレンス参加有り)	
	¥10,260－ (連携3回・カンファレンス参加有り)	

加算	料金	加算の基準・要件
緊急時等居宅カンファレンス加算	¥ 2,280－/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	¥ 4,560－/月	24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。利用者または家族の同意を得た上でターミナル期に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した心身の状況等の情報を記録し、主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供する。
通院時情報連携加算	¥ 570－/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合(1月に1回を限度)
特定事業所加算Ⅰ	¥ 5,916－/月	(Ⅰ)常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置 常勤の介護支援専門員を3名以上配置 要介護3～5の利用者の占める割合が4割以上であること。 (Ⅱ)常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置 常勤の介護支援専門員を3名以上配置 (Ⅲ)常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置 常勤の介護支援専門員を2名以上配置 (A)常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置 常勤・非常勤の介護支援専門員を各1名以上配置 (共通事項)
特定事業所加算Ⅱ	¥ 4,799－/月	・24時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応する体制を確保していること。 ・計画的に研修を実施していること。 ・サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
特定事業所加算Ⅲ	¥ 3,682－/月	・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等を実施していること。 ・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること。 ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保していること。 ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
特定事業所加算A	¥ 1,299－/月	・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加していること。
特定事業所医療介護連携加算	¥ 1,425－/月	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

運営基準減算	上記基本利用料から ¥2,280－/月 を減算	運営基準に沿った適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	上記基本利用料の 50%(2ヶ月以上継続の場合は100%) の減算	正当な理由なく特定の事業所を80%以上、集中して居宅サービス計画に位置づけた場合(訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与)

※計算の基となる単位数を合算する事で1円単位の誤差が生じる場合がございます。

③その他の料金

交通費	東京都中央区にお住まいの方は無料 東京都中央区外にお住まいの方は訪問場所によって交通費の実費を頂く事があります。
解約料	ご利用者はいつでも解約することができ料金はかかりません。
事務手続き代行	ご利用者の希望によって事務手続きを代行する事がありますが、その手続きにかかる費用は実費となります。 ※要介護認定申請に関わる事務手続きの代行については無料

2 料金の支払いが発生した場合のお支払い方法

月末に締切り、翌月20日までに請求します。 翌月末までにお振込みでお支払いいただきます。
